

ネーミングライツパートナー
選考基準

令和 8 年 4 月

浜川市

I 総則

このネーミングライツパートナー選考基準（以下「選考基準」という。）は、渋川市ネーミングライツ導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ネーミングライツの優先交渉権者を公正に選考するためのものである。

II 選考体制

関係部局等の職員からなる「渋川市ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置し、選考委員会において実施する。

なお、選考委員会は次の委員をもって組織する（「選考委員会設置要綱」参照）。

委員長	副市長
委員	総務部長
委員	総合政策部長
委員	建設交通部長
委員	教育部長
委員	対象施設等所管部局長

III 選考方法概要

「優先交渉権者」の選定の選考方法は、資格選考（資格要件の確認）及び提案選考（提案内容の評価）により実施する。

IV 資格選考（資格要件の確認）

資格選考は、次の１～５を確認し、ネーミングライツパートナーとしての適否を判断する。

１～５のうち、一つでも資格不備の場合には、応募者を失格とします。

資格選考のうち、１～４については、該当施設等の所管課が、応募者が提出した応募書類等に基づき、資格要件の確認を行い、結果を選考委員会に報告することとします。

１ 応募方法（施設等所管課による確認）

- （１）募集期間内の応募か否かであるかの確認を行う（当該ネーミングライツパートナー募集要項参照）。
- （２）次の申込書及び関係書類の確認を行う。

- ア ネーミングライツパートナー申込書（様式第 1 号）
- イ 社会貢献（地域貢献）への取組（様式第 2 号）
- ウ 定款、規約又はこれに類する書類
- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※個人等の場合は代表者の住民票の写し
- オ 直近 3 か年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- カ 直近の国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類

2 愛称付与の条件（施設等所管課による確認）

次の愛称付与の条件を満たしているかの確認を行う。

- （1）市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称であるか
- （2）施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定した愛称であるか（当該ネーミングライツパートナー募集要項参照）

3 使用を禁止する愛称（施設等所管課による確認）

次の使用を禁止する愛称となっていないかの確認を行う。

- （1）法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- （3）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- （4）政治性、宗教性のあるもの
- （5）社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- （6）その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

4 応募資格を有しない者（施設等所管課による確認）

次の応募資格を有しない者ではないかの確認を行う。

- （1）渋川市から指名停止措置又は不利益処分を受けているもの
- （2）国税又は地方税（都道府県及び市町村税）を滞納しているもの
- （3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中のもの
- （4）法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの又は抵触すると認められるもの

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される営業及び風俗営業に類似する営業を行うもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は同条第6号に規定されるもの
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定されるもの
- (9) その他、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるもの

5 応募者の経営の安定性等（選考委員会による確認）

提出書類である「直近3年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）」から、応募者の経営の安定性等の確認を行う。

V 提案選考（提案内容の評価）

IVの資格選考で資格要件を満たしている応募者を対象に、次の「愛称」（30点）、「契約期間」（15点）、「社会貢献（地域貢献）の取組」（15点）、「ネーミングライツ料」（40点）の各選考項目について、評価ポイントに基づき評価を行い、各評価ポイントが設ける配点において、その評価の点数化を行う。

点数化の結果、各委員の合計点数が最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、次点以下の交渉順位についても決定する。

なお、各委員の合計点数が6割以下の場合には、応募者を失格とすることができる。

また、合計点数の最も高い応募者が同点で複数となった場合には、市内に本社、支店や営業所等を有している応募者、次にネーミングライツ料の点数が最も高い応募者の順で優先交渉権者とする。

1 愛称（配点：30点）

愛称について、次のとおり「分かりやすさ」（10点）・「呼びやすさ」（10点）・「施設等のイメージに合っているか」（10点）といった評価ポイントから、5段階評価を行い、その評価点を2倍して得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
愛称（合計30点）						
分かりやすさ※ ¹ （10点）	1	2	3	4	5	評価点×2
呼びやすさ※ ² （10点）	1	2	3	4	5	評価点×2
施設等のイメージと合っているか（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2

※¹ 分かりやすさとは、理解できる、簡単である（複雑でない）ことをいう。

※² 呼びやすさとは、読みやすい、聞き取りやすいことをいう。

2 契約期間（配点：15点）

契約期間について最も長い期間を提案した応募者に、配点の満点である15点を与える。

他の応募者の点数は、その契約期間を最も長い契約期間で除して算出した率を配点の満点である15点に乗じて得た点数とする。

【基本算定式】 $15 \text{ 点} \times (\text{当該契約期間} \div \text{最高契約期間}) = \text{点数}$

【例1】 A者：4.5年、B者：4年、C者：3.5年

A者： $15 \text{ 点} \times (4.5 \text{ 年} \div 4.5 \text{ 年}) = 15 \text{ 点}$

B者： $15 \text{ 点} \times (4 \text{ 年} \div 4.5 \text{ 年}) = 13 \text{ 点}$

C者： $15 \text{ 点} \times (3.5 \text{ 年} \div 4.5 \text{ 年}) = 11 \text{ 点}$

（※小数点以下切り捨て）

3 社会貢献（地域貢献）の取組（配点：15点）

社会貢献（地域貢献）の取組について、次のとおり「理念」（5点）・「実績」（5点）・「今後の計画」（5点）といった評価ポイントから、5段階評価を行い、その評価点で得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
社会貢献（地域貢献）の取組（合計15点）						
理念（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1
実績（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1
今後の計画（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1

4 ネーミングライツ料（配点：40点）

ネーミングライツ料について最も高い金額を提案した応募者に、配点の満点である40点を与える。

他の応募者の点数は、そのネーミングライツ料を最も高いネーミングライツ料で除して算出した率を配点の満点である40点に乗じて得た点数とする。

なお、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料未満の場合は、「市の希望するネーミングライツ料」を「最も高い金額を提案した応募者のネーミングライツ料」に置き換えて算出する。

また、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料（税抜き）の50%未満の場合は、0点とする。

【基本算定式】 $40 \text{ 点} \times (\text{当該ネーミングライツ料} \div \text{最高ネーミングライツ料}) = \text{点数}$

【例1】市：100万円、A者：200万円、B者：150万円、C者：30万円

A者： $40 \text{ 点} \times (200 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 40 \text{ 点}$

B者： $40 \text{ 点} \times (150 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 30 \text{ 点}$

C者：提案金額が市の希望するネーミングライツ料の50%未満＝0点

【例2】市：100万円、A者：80万円、B者：40万円

A者： $40 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 32 \text{ 点}$

B者：提案金額が市の希望するネーミングライツ料の50%未満＝0点

【例3】市：100万円、A者：80万円、B者：60万円

A者： $40 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 32 \text{ 点}$

B者： $40 \text{ 点} \times (60 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 24 \text{ 点}$

（※小数点以下切り捨て）